

第1号様式（第5条関係）

大阪市西成区役所後援名義使用承認申請書

年 月 日

大阪市西成区長

主催者

住 所

代表者職・^{ふりがな}氏名

次の事業等を実施するにあたり、大阪市西成区役所の名義を使用したいので、関係書類を添えて申請します。なお、事業等に関する法令及び誓約事項を遵守します。

1 事業計画

事業等名称	
事業等の目的	
事業等の概要	
実施期間	
実施場所	
参加予定人数	
西成区役所以外の後援等予定団体	
その他特記事項	
通知書送付先 (住所、担当者名、連絡先)	〒 担当者名： 電話番号： FAX番号： E-mail：

(第1号様式裏面)

2 誓約事項

<p>この行事は、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。 また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は 暴力団密接関係者ではありません。 ※該当する場合、□の中にレ点チェックを、記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

【添付書類】

- 1 主催者の設立趣旨又は活動状況を明らかにする書類（会則、定款等）
- 2 主催者の役員及びその他事業等の関係者の住所又は身分等を明らかにする書類（役員名簿等）
- 3 事業等の計画を明らかにする書類（企画書、開催要項、パンフレット等）
- 4 主催者が入場料、参加料等を徴収する場合は、事業等の予算収支を明らかにする書類（収支予算書等）

第2号様式（第6条関係）

大阪市西成区役所後援名義使用承認通知書

大西成 第 号
年 月 日

様

大阪市西成区長

年 月 日付けで申請のあった後援の名義使用について、次のとおり承認します。

事業等名称		
主催者	名称	
	所在地	
	代表者	
開催期間		
開催場所		

【承認条件ほか】

- 1 名義使用を当該事業等以外に行わないこと。
- 2 名義を使用した広報物を作成する場合は、事前に届け出ること。
- 3 西成区は、後援を行った事業等に要する経費は負担しない。
- 4 名義使用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合や事業等を中止する場合は、速やかに届け出ること。
- 5 名義使用を承認した後、承認要件を満たさなくなると認められるとき、申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき、その他不相当と認められる行為があったときは、その承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。
- 6 承認が取り消されたことにより主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 7 承認が取り消されたことにより西成区に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 8 当該事業等が完了したときは、その完了日後1月以内に完了報告を行うこと。
- 9 当該事業等において発生した事故等に対し、西成区は損害賠償その他の責めを負わない。

第3号様式（第6条関係）

大阪市西成区役所後援名義使用不承認通知書

大西成 第 号
年 月 日

様

大阪市西成区長

年 月 日付けで申請のあった後援の名義使用について、次のとおり不承認とします。

事業等名称		
主催者	名称	
	所在地	
	代表者	
不承認理由		

第4号様式（第8条第1項関係）

大阪市西成区役所後援名義使用内容変更承認申請書

年 月 日

大阪市西成区長

主催者

住 所

代表者職・^{ふりがな}氏名

年 月 日付け大西成 第 号で承認のありました大阪市西成区役所後援名義使用に係る事業等について、次のとおり内容の変更が生じたので、関係書類を添えて申請します。

事業等名称	
変更内容	
通知書送付先 (住所、担当者名、連絡先)	〒 担当者名： 電話番号： FAX番号： E-mail：

【添付書類】

- 1 大阪市西成区後援名義使用承認通知書
- 2 変更に係る書類

第 5 号様式（第 8 条第 2 項関係）

大阪市西成区役所後援名義使用内容変更承認通知書

大西成 第 号
年 月 日

様

大阪市西成区長

年 月 日付けで申請のあった後援の名義使用内容の変更について、次のとおり承認します。

事業等名称		
主 催 者	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
実 施 期 間		
実 施 場 所		
変 更 内 容		

【承認条件ほか】

- 1 名義使用を当該事業等以外に行わないこと。
- 2 名義を使用した広報物を作成する場合は、事前に届け出ること。
- 3 西成区は、後援を行った事業等に要する経費は負担しない。
- 4 名義使用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合や事業等を中止する場合は、速やかに届け出ること。
- 5 名義使用を承認した後、承認要件を満たさなくなると認められるとき、申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき、その他不相当と認められる行為があったときは、その承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。
- 6 承認が取り消されたことにより主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 7 承認が取り消されたことにより西成区に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 8 当該事業等が完了したときは、その完了日後 1 月以内に完了報告を行うこと。
- 9 当該事業等において発生した事故等に対し、西成区は損害賠償、その他の責めを負わない。

第 6 号様式（第 8 条第 2 項関係）

大阪市西成区役所後援名義使用内容変更不承認通知書

大西成 第 号
年 月 日

様

大阪市西成区長

年 月 日付けで申請のあった後援の名義使用内容の変更について、次のとおり不承認とします。

事業等名称		
主 催 者	名称	
	所在地	
	代表者	
不承認理由		

第7号様式（第9条関係）

大阪市西成区役所後援等名義使用に関する行手中止届

年 月 日

大阪市西成区長 様

主催者

住 所

代表者職・氏名ふりがな

年 月 日付け大西成 第 号で承認のありました大阪市西成区役所後援等名義使用に係る事業等について、次のとおり中止しますので、関係書類を添えて届出します。

事業等名称	
中止理由	

【添付書類】

大阪市西成区役所後援等名義使用（内容変更）承認通知書

第 8 号様式（第 10 条第 1 項関係）

大阪市西成区役所後援名義使用承認取消通知書

大西成 第 号
年 月 日

様

大阪市西成区長

年 月 日付け大西成 第 号で承認した大阪市西成区役所後援名義使用
について、次のとおり承認を取り消す。

事業等名称		
主催者	名称	
	所在地	
	代表者	
取消理由		

第9号様式（第11条関係）

大阪市西成区役所後援名義使用完了報告書

年 月 日

大阪市西成区長 様

主催者

住 所

代表者職・氏名ふりがな

年 月 日付け大西成 第 号で承認のありました大阪市西成区役所後援名義使用に係る行事について、次のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

事業等名称	
開催期間	
開催場所	
参加者数	
事業等の効果	
その他特記事項	

【添付書類】

- 1 事業等の実施に際して配布したパンフレット、ポスター等
- 2 主催者が入場料、参加料等を徴収する場合は、事業等の決算収支を明らかにする書類（収支決算書）